

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和7年3月5日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

刑法の改正に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものがあります。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(日立市調査統計条例の一部改正)

第1条 日立市調査統計条例(昭和26年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(日立市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 日立市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第20条の2第3号及び第4号並びに第20条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(日立市職員退職年金条例の一部改正)

第3条 日立市職員退職年金条例(昭和37年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第2号中「懲役若しくは禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第15条第3号及び第39条第2号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第42条中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改める。

第53条第1項中「懲役又は禁この刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(日立市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 日立市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（日立市消防団条例の一部改正）

第5条 日立市消防団条例（昭和43年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

第6条 日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成16年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第6号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第23条第1項及び第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日立市行政不服審査会等条例の一部改正）

第7条 日立市行政不服審査会等条例（平成28年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日立市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第8条 日立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項及び第2項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日立市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第9条 日立市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第2

号)の一部を次のように改正する。

第14条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(日立市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第10条 日立市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち

懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(日立市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の日立市職員の給与に関する条例第20条の3第1項第1号及び同条第5項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

参 考

改 正 要 旨

- 1 次の条例について、「懲役」及び「禁錮」（「禁こ」を含む。）を「拘禁刑」に改めることとした。
 - (1) 日立市調査統計条例
 - (2) 日立市職員の給与に関する条例
 - (3) 日立市職員退職年金条例
 - (4) 日立市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
 - (5) 日立市消防団条例
 - (6) 日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
 - (7) 日立市行政不服審査会等条例
 - (8) 日立市個人情報の保護に関する法律施行条例
 - (9) 日立市情報公開・個人情報保護審査会条例
 - (10) 日立市議会の個人情報の保護に関する条例